

各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

別表六の二(三)付表二 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 に 関 する 明 細

		円		円		
試験期 研究費 の 総額 に 帰 属 する 額	各連結法人における試験研究費の額	1		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	最初繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	20
	各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2			直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別 表六の二(三)付表三「39の②」+別表六の二(三)付 表四「39の②」+別表六の二(三)付表五「39の②」)	21
	当期分の特別控除額 (別表六の二(三)「11」)	3			総額方式分控除可能額 (16)	22
	試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4			$(20) - (21) - (22)$	23
特 別 期 間 の 特 別 試 験 研 究 費 に 係 る 額	各連結法人における特別試験研究費の額 (別表六の二(六)「7」の「計」)	5		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	各連結法人の最初の超過連結事業 年度の特別試験研究費の額	24
	各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)	6			最初の超過連結事業年度の特別試 験研究費の額の合計額 (各連結法人の(24)の合計)	25
	当期分の特別控除額 (別表六の二(三)「18」)	7			$(23) \times \frac{(24)}{(25)}$	26
	特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(5)}{(6)}$	8			$(19) + (26)$	27
連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	全 額 場 合 に 係 る 額	9		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	試験研究費の総額に 係るもの	28
	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10			各連結法人の各連結事業年度の 試験研究費の額	29
	直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の 別表六の二(三)付表三「39の②」+別表六の二(三) 付表四「39の②」+別表六の二(三)付表五「39の②」)	11			各連結事業年度の試験研究費 の額の合計額 (各連結法人の(29)の合計)	30
	$(10) - (11)$	12			$(28) \times \frac{(29)}{(30)}$	31
	各連結法人の最初の超過連結 事業年度の試験研究費の額	13			特別試験研究費に 係るもの	32
	最初の超過連結事業年度の 試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14			各連結法人の各連結事業年度 の特別試験研究費の額	33
	$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15			各連結事業年度の 特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(33)の合計)	34
	総額方式分控除可能額 (最初の超過連結事業年度の別表六の二(三) 付表三「36の①」、別表六の二(三)付表四「36 の①」又は別表六の二(三)付表五「36の①」)	16			$(32) \times \frac{(33)}{(34)}$	35
	各連結法人の最初の超過連結 事業年度の試験研究費の額	17			連結繰越税額控除限度超過額に 係る当期控除額の個別帰属額 (9)又は((15)又は(27))+(31)+(35))	36
	最初の超過連結事業年度の 試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(17)の合計)	18				
	$(16) \times \frac{(17)}{(18)}$	19				
	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	20				
	直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の 別表六の二(三)付表三「39の②」+別表六の二(三) 付表四「39の②」+別表六の二(三)付表五「39の②」)	21				
	$(20) - (21) - (22)$	23				
	各連結法人の最初の超過連結事業 年度の特別試験研究費の額	24				
	最初の超過連結事業年度の特別試 験研究費の額の合計額 (各連結法人の(24)の合計)	25				
	$(23) \times \frac{(24)}{(25)}$	26				
	$(19) + (26)$	27				
	試験研究費の総額に 係るもの	28				
各連結法人の各連結事業年度の 試験研究費の額	29					
各連結事業年度の試験研究費 の額の合計額 (各連結法人の(29)の合計)	30					
$(28) \times \frac{(29)}{(30)}$	31					
特別試験研究費に 係るもの	32					
各連結法人の各連結事業年度 の特別試験研究費の額	33					
各連結事業年度の 特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(33)の合計)	34					
$(32) \times \frac{(33)}{(34)}$	35					
連結繰越税額控除限度超過額に 係る当期控除額の個別帰属額 (9)又は((15)又は(27))+(31)+(35))	36					

各 連 結 法 人 の 連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 個 別 帰 属 額 に 関 する 明 細

試験研究費の総額に係る控除未済金額 (別表六の二(三)「6」-「11」)	37	円	特別試験研究費に係る控除未済金額 (別表六の二(三)「14」-「18」)	39	円
(37)のうち各連結法人の個別帰属額 $(37) \times \frac{(1)}{(2)}$	38		(39)のうち各連結法人の個別帰属額 $(39) \times \frac{(5)}{(6)}$	40	

別表六の二（三）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項若しくは第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成25年改正前の措置法第68条の9の2第2項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括

弧の中に記載してください。

2 「各連結法人における試験研究費の額1」は、試験研究費の額に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を同欄の上段に内書として記載します。